

部學法學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷八第

行發日一月六年八正大

論 說

資本税の課徴方法……………

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會……………

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察……………

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質……………

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論(四、完)……………

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的(三、完)……………

法學博士

山本美越乃

米國のI.W.W運動の研究(三)……………

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて(三、完)……………

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず(二)……………

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止……………

法學博士

戸田 海市

雜 錄

英國の勞働不安……………

法學博士

河田 嗣郎

ビユツヘルの經濟階段說に就いて……………

法學士

本庄榮治郎

經濟論叢

第八卷 第六號 (通卷第四十八號) 大正八年六月發行

論說

資本税の課徴方法

神戸 正雄

緒言 (一)本編の目的 (二)説述の順序)

第一段 資本税の賦課方法

其一 課税物件の捕捉 (一)課税物件捕捉の方法 (二)捕捉上の困難及疑問 (A)捕捉の困難 (イ)虚偽申告の行はれ易き物 (ロ)財産状態の變動常なきこと、(B)捕捉上の疑問)

其二 課税物件の評価 (一)課税物件評價の方法 (二)評價上の困難及煩累 (A)評價の困難 (B)評價上の煩累)

第二段 資本税の徴收方法 (一)徴收方法其もの (A)其大綱 (B)其細目 (二)其結果 (A)國家の側に於て (B)人民の側に於て (イ)有利なる結果 (ロ)不利なる結果 (1)價格下落 (2)營業困難)

結論 (全文の要旨)

論說 資本税の課徴方法

第八卷 (第六號) 一 七一九

緒言

(一) 前回并に前々回の論文に於て、資本税に關する根本の問題を説明し、其の必ずしも不當ならざる所以を明にした。詳しくいへば公平負擔の要求からいへば、其が正當なものであり、其利弊からいへば、利弊半ばして取捨に苦しましむるが、兎も角其利益に重大なるものゝ存することを認めない譯には往かない。其處で資本税に關して殘る所の問題は、其實行に適當の方法ありやといふことで、此に就き斷乎たる肯定的答辯の與えられざる以上、之が實施に躊躇しなければならぬ。併し何分にも此税には未だ先例のないことであるから、此點の議論は甚だ六つかしい。といつて之を不問に附する譯にも往かぬから、一通り諸家の議論を參照して、其を考査した上、一應の意見を立てやうと思ふ。敢て此に之を説く所以である。

(二) 説述の順序としては、先づ其賦課方法を説き、それより其徵收方法に及ぶ。そして賦課方法では課税物件の捕捉と其評價とに分つて之を説くこととする。

第一段 資本税の賦課方法

其一 課税物件の捕捉

(一) 課税物件捕捉の方法——資本税の實行上、先づ問題となるのは其課税物件の捕捉である。が之に就きては先づ以て各人をして、税法發布及施行當時の財産状態を申告せしめる。即ち此自己申

告に待つ外のなき譯であるが（註一）、其の虚偽に亘るのを制する爲めには更らに英國の如きなれば所得税相續税に關する材料を用ゐ、尙ほ其上にも政府にて相當の調査を行ふべきである。

（註一）コンラッドは財産税には自己申告を缺くことを得ぬといひ、パリエューは一殷財産及所得税の實施を企圖するものは、納税者の或度の正義、忍耐及自發の必要であるといふ。

（二）捕捉上の困難及疑問

（A）捕捉の困難

（一）虚偽申告の行はれ易き物——斯くして大體は捕捉し得ないこともあるまいが、就中、無記名證券の如く所有者を曖昧ならしめ得るもの、家具什器の如く家庭の内部に立入らざれば明かにし得ざるもの（註二）特に寶玉類の如く隱匿の全く容易なるものには虚偽申告の行はるるを免れない。併し此事は獨り資本税に限つたことでなく、所得税相續税奢侈税等、資本税に代はるべきものにも均しく免れないこと故、此が爲めに資本税を探らぬとはいへない。之につき相當の取締を行つた以上、若干の脱税が行はれても、其は已むを得ないといふより外はない。更らに

（註二）ブアイソナーは財産税に就き、營利的ならざる財産の詮索は、私事情に對し面倒なる干渉を行はないでは全く不可能であるといふ。

（ろ）財産状態の變動常なきこと——の爲めにも此税の課税物件の捕捉難を生ずる（註三）、成程此税にては税法發布隨て施行當時の状態に依つて課するといふが、そして所得税相續税等の材料に依つて虚偽申告を牽制するといふけれども、後者の材料に現はれたる財産状態と、前者の爲めの状態とは時間的に多少異なるから、必ずしも満足すべき牽制にはならぬ。其にて當事者に多少虚

1) Lawrence, A levy on capital. p. 81.
2) Conrad, Grundriss. Fw. 2 Aufl. S. 39. Parieu, Traité. 2 éd. I. p. 482-3.
3) Lawrence, l. c. p. 81.
4) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 303.

偽をいふ間隙を興ふることになり、又當人にては別に虚偽に出づる意思がなくとも、或瞬間に於ける財産状態を厳正に定むることが、變動常なき状態に就ては事實困難といふこともがあり得る。併し租税事項には凡べて精密なることの望めぬといふこと、并に租税には若干の疵脱の避くべからざることを是認するならば、其れ位の缺點は宥恕するの外ないといふことになる。

(註三) グアイフアーは特に商人的財産に見積ることが困難である。何となれば此が時々刻々に變動するからといひ、ムルハルトも亦た、財産税の缺點として、財産が永續的の大きでなくて、各分間に變動し、其が當に其額に於てのみならず其所有に於ても變動することゝ挙ぐる所である。⁵⁾

(B) 捕捉上の疑問——本税の賦課上、或人に屬する財産として捕捉するに就き、多少疑問となるのは信託、清算及遺産に關聯するものであるが、之に就きては便宜上、一定の標準を興ふることが必ずしも難くない。ローレンスは之につき下の如くに解決方法を提案して居る。⁶⁾ 即ち信託が此税法の發布前に設定せられ、且つ結果を生じた場合には、其各特段なる利益の還元價値は、此信託に依り利益を受くる箇人又は法人の一般財産中に込め、之に従ふて其箇人又は法人を課税することとする。信託が此法律發布後に設定された場合には、信託の資本は此法律發布當時には尙未だ贈與者の財産の一部を成した。随ふて租税の支拂は此者の全體の財團より爲さるることとなる。遺言者が此法律發布より少し前に遺言して、其發布少し後に死亡した場合には、當然第二の場合の如くに解決すべきであるが、其では困難なる場合を生ずるから、遺言者が此法律發布後一定期限内(例之三箇月内)に死亡し其遺言が此法律前の日附を有つ場合には、凡べての各箇の遺産に於て比

5) Pfeiffer, a. a. O. S. 303. Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 205.

6) Lawrence, l. c. p. 82.

例的減却を行ふといふ特別の規定を設くべしといふのである。

其二 課税物件の評價

(一) 課税物件評價の方法——此税の課税物件の評價に就きては、先づ納税義務者をして申告⁷⁾又は自己評價を爲さしめる。此に従つて彼をして一應納税せしめた上、政府に於て其評價を審査し修訂して、此に従ひ義務者をして追加拂を爲さしめ、又は彼に過大取立の分あらば之を返戻することとすべきである。そして此政府の審査修訂につきては、彼が別に有する所の所得税相續税等の材料を利用することが出来るし、且つ義務者の評價に在つては、特に其の多少困難なる特殊のもの例之、土地の大部分、建物、家具、寶玉、箇人經營の工場、貯藏品、記帳貸借の如きものの評價には専門家の評定を要することと定めても良し。¹¹⁾

(二) 評價上の困難及煩累

(A) 評價の困難——斯くて此評價といふことは、今日の如く資産の有價證券化の廣く行はるる時世には、大體さう六つかしくはない。即ち株、債券(其等のものに市價の存するだけでは)、現金、貸金、保險證券等につきては大體容易であるが、¹²⁾其他のものには多少の困難が伴ふ。其は恣意不確といふことが伴ふといふのである(註四)。勿論英國などでは前者が戦後には全財産の七割も占むるといふから、¹³⁾大體評價が困難ではないが、併し他のものに於ては困る。其中土地、家屋、營業所等の如き不動産には、所得税相續税等の材料が利用せらるるとしても、¹⁴⁾少くとも雜多なる動産記帳貸借の如きには、面倒なる測定を要することとなる。之につき信據すべき結果を得やうと

7) Lawrence, l. c. p. 81.

8) Arnold, A capital levy. (Economic Journal, June, 1918) p. 164.

9) Arnold, l. c. p. 164.

10) Lawrence, l. c. p. 81.

11) Mitchell, A levy on capital. (Economic Journal, Sept. 1918.) p. 274.

12) Pigou, A special levy to discharge war debt. (Economic Journal, June, 1918.) p. 148.

13) Pigou, l. c. p. 148.

14) Pigou, l. c. p. 148. Arnold, l. c. p. 165.

すれば、政府の手で全國に亘つて數年を要することとなる。¹⁵⁾

(註四) ラリは財産税に於ける物體の評価が恣意と不確實とに餘地を與ふること難す。¹⁶⁾

(B) 評價上の煩累——右の如くにして少くとも或種の物の評價の爲めに數年を要するとなれば、其は此評價に伴ふ煩累といはなくてはならぬが、尙ほ其れに附帶して、納税義務者をしても別に之につき専門家の評定を爲さしむるとすれば、其には費用を要する。其を政府の負擔とするならば、¹⁷⁾ 其れだけは又政府の厄介を加ふるものといはなくてはならぬ。

第二段 資本税の徴收方法

(一) 徴收方法其のもの

(A) 其大綱——本税は元來、特別の目的をもつもの故、其徴收方法が他税とは全く別なることを得る。他税即ち普通の税であれば、現金にて取るようになるが、此税に在ては、政府が戰爭債を消却する爲め、又は其負擔を減少する爲めに取るといふのであるから、必ずしも現金で取るに及ばない。¹⁸⁾ 直接に、戰爭債にて取ることも出來れば、一般國債にても可であり、其他の財産にても一定種のものなれば亦可といふことになる。此等の物にて納むることの出來ざるだけでは、其の有つ所の財産を擔保として年賦支拂を爲すことも許さる。¹⁹⁾ 又は其を賣却し又は其を擔保とし借入れを爲して現金を調へ、納税することも出来る。

(B) 其細目——今少しく此關係を主としてローレンスに従つて詳説すると、政府は義務者に對し²⁰⁾

15) Pigou, l. c. p. 149.

16) Rau, Grundsätze. 5 Aufl. II. S. 204.

17) Mitchell, l. c. p. 274.

18) Pigou, l. c. p. 149.

19) Pigou, l. c. p. 150.

20) Lawrence, l. c. p. 62-66.

必ずしも現金納税を要求しない。此にて拂ふか、一定財産にて納むるかを選択せしめる。政府が現金以外の物にて受取つた場合には、必ずしも之を直ちに市場に賣却しない。そして右の選擇は單に一定の財産にのみ許すから、之を許されざる財産のあること勿論である。其處で資本財産を大別三種とする。そして其の第一及第二種のものには之を許し、第三種のものには許さぬことになる。其第三種には之にて納税することは許さぬが、併し之を一種の擔保とし、國家管理に置いて租税の年賦支拂を許さるることにはなる。第一種のもものは、國家が或理由で自ら有つことを好むもので、第二種のは、國家が特に其より生ずる所得の爲めに有つことを好むもの、第三種のは其以外のものである。第一種財産の例は、コンソル、戰爭債、國庫債券手形及證券、及其他の國債、信用ある外國及殖民地證券、英國の鐵道、礦山、船舶、銀行、保險會社、及武器工場に於ける株、債券及其他の利益で、凡べて此等のものは、納税義務者が之を選んだならば、其時の市價にて又は特に税法に定めたる價格にて取らるることになる。而してコンソル、戰爭債、及其他の國債は、政府に收納されると同時に消却せられ、外國及殖民地證券は當分政府に保持せられて、便宜なる時に戰爭債の外國人の手にあるものと換えらるることとなる。英國の諸企業に於ける株、債券にて入り來るものは、國家が其永久の財産の一部として保持することとなる。或は事情によりては之を賣却し得たる金にて又は其證券と交換の形式にて公債消却を行ふことも出来る。第二種の財産は第一種に屬せざる凡べての信託證券、國家が損失の面倒又は心配なくして持ち得る其他の株、債券、國家が自ら又は地方自治體の代理により經濟的に處理し得るが如き土地に於ける利益、國家

が有つことを正當と考ふるが如き特に大なる會社又は他の事業に於ける利益で、此等は必ずしも國家の永久的財産とは見做されない。國家が所持して居るにしても、其は戰爭債の利子に對する所得を供するものと見做され、終局には其一部だけが永久的財産とせらるることがあり得べく、他のものは寧ろ國債消却の資金を作る爲めに總べて賣却せられ、或は直接に國債と交換せられ(註五)或は又他の永續的財産を買収するが爲めに賣却せらるることとなる。而かも兎も角此資本税の支拂としては承認せられ、或多少永き時の間、國家の手に收められて市場には賣出されざることとなる。そして富者の多くは其富の大なる部分を、右の第一種又は第二種の財産にて持つであらうから、彼等が直接に其一部を政府に渡すことに依つて此税を納めることが出来るであらう。そして又何れ此税は大なる累進率となるから、右の富者の支拂が此税の負擔の大部分を占むるであらう。ただ一部の人は其富を第三種財産たる右第一及第二種以外の幾多なる財産にて有つこととなる。此は國家が直接取ることを不便とする。其處で此等の人々は此財産を直ちに市場に賣却し又は之を擔保とし借入を爲すことに依つて納税することも出来る。が彼等が之を希望せざるだけでは、租税の年賦拂を許すことになる。其場合には其財産は之を國家の或種の管理の下に置き、其に對し義務者が利子を拂ふことになり、且つ義務者の選擇により何等でも即時拂を爲すことを許さることとなる。尙ほ此種の財産を銀行擔保として借入れを爲すことに就きては、アーノルドの注意する如く、²¹⁾國家に於て之につき銀行が特別の便宜を計るやうに特別の指圖を爲し、其が爲め銀行の損失したる場合、政府より補償することとすべきである。そして斯くて銀行より借入れ

21) Arnold, l. c. p. 160-161.

を爲したる箇人は現金を銀行より引出すのではなく、戦争債其他の有價證券を得れば可であり、銀行が之に應ずるに於て左まで困難を感じない。それからして其際用ゐられたるものが國債であるならば、政府は之を受取ると同時に消却することとなるのは勿論のことである。

(註五) アーノルドが此を説明して曰く、國庫が一定の證券を取つた場合に、政府が直ちに之を賣却しないで、徐々に戦争債の所有者と任意且つ同意されたる條件の下に交換する。其際、價格に於ける少許の利益が戦争債の持主に、之に應ずる誘惑を與ふるであらう。時に人々が之を避むのは、高級證券(國債)の利率は漸次、借換等に依つて下るのに、一定の利率を有し且つ借換えられざる良き證券は、戦争債よりも永久的の持物として一層良いものであるから也。²²⁾

(二) 其結果

(A) 國家の側に於て——は國債の減少又は其負擔減少といふことが生ずる。即ち納稅義務者が現金で納めた場合には、政府は之にて國債を消却し之を減少せしめることとなる。戦争債其他の國債で納めた場合にも、同様之を消却することとなり、²³⁾其他の財産にて納めた場合にも、總がて之を賣却して得たる金にて國債を消却し、又は之を國債と交換することに依つて國債の消却を行ふことになる。而して夫の財産を保持する場合には、²⁴⁾國債は減少しないが、其財産より生ずる所得が其に相當する國債利子を産み出して餘あることになる。年賦支拂の許されたる場合にも、相當利子が義務者より支拂はれて、之に當たることになる。

(B) 人民の側に於て

(い) 有利なる結果——としては此稅の爲めに大體、大して財産價格の下落を生ずるはない。即

22) Arnold, l. c. p. 159.

23) Lawrence, l. c. p. 64.

24) Lawrence, l. c. p. 64.

ち政府が國債以外の財産を取つたにしても、之を急には賣出さないで、適宜賣却するから、一時に賣物が出て大下落するといふ程のことはない(註六)。國債其ものを取り、政府にて直ちに之を賣却するだけでは、尙未償還に屬する國債の需要を高めて其市價を上ぐることも、下げることにはならぬ。又政府が現金にて税を取り、之にて國債を消却するときには、右と同様に未償還の國債の値を高むるのみならず、從來の國債所有者であつて此際償還を得たものが、其得たる金にて他の證券又は其他の財産を買はうといふこととなるだけでは、此等の國債以外の財産の價を上ぐることにさへもなる。²⁵⁾

(註六) ミツチエルは此税の爲めに戰爭債以外の證券の下落を生ずべしといふが、斯くして政府が戰爭債以外の證券をも税として取り、そして其を多少多く抑へて居る以上は、大した下落を生ぜないであらうと思はるる。

ろ) 不利なる結果

(1) 價格下落——價格につきては、右の如く大體不利にはならぬやうであるが、義務者が夫の第三種財産しか有たぬ場合には、之に對して租税の年賦支拂が許さるるとはいへ、並に銀行信託を利用する餘地ありとはいへ、其も義務者に於て段々と面倒になり又は苦しくなつて、むしろ財産を賣却することとなるであらうし、或は初めより直ちに其財産を賣却して納税するかも知れない。斯くして其賣却が多少一時になるだけでは、矢張り多少財産價格の下落となるかも知れない。加之、此税の徴收の爲めに通貨緊縮を生ずるだけでは、一般に諸財産の價格を下らしめ、金利騰貴を生ずるだけでは、有價證券價格を下らしむることもあり得る。尤も此終の二のもの

25) Pigou, l. c. p. 150. Arnold, l. c. p. 163.

26) Mitchell, l. c. p. 275.

有利なりと見らるる點もあるから、此に不利なる結果の中に數ふるは或は當らない。

(2) 營業困難——其れから營業者にとりては、此税が行はれて彼等が第三種財産しか有たぬ場合に、年賦支拂や銀行信用利用やは出來ても、其結果矢張り彼等の營業上必要とする信用を得るのに不利となるので、之を嫌ふといふことがあり、²⁷⁾ 旁々其營業財産を賣却することにもなるが假令右を利用するとしても、其間、彼等の營業困難といふことを免れない。

結 論

以上、本税の實行方法は大體に於て見當がついて居る。併し未だ經驗もなきこと故、偕て實行に取懸つて見ると、思ひも寄らぬ諸多の困難が生じやうし、今日之を概見したるだけでも、其結果が満足とはいへない。若干の困難、又不利がある。其位のこととは此戦後の大公債整理といふことを行ふに就き、如何なる方法に出ても免れないから、²⁸⁾ 辛棒する外なしといへば其迄であるが、兎も角之につき一考はして見なくてはならない。

27) Arnold, l. c. p. 161.

28) Lawrence, l. c. p. 81.